

平成31年度（2019年度）人権教育取組の方向

熊本県教育委員会

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を総合的かつ計画的に推進する。

《重点努力事項》

1 就学前・学校教育の充実 ～人権尊重の精神に立った学校（園）づくり～

（1）推進体制の機能強化と研修の充実

学校や地域におけるこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、推進体制の機能強化と研修の充実を図る。

ア 「人権尊重の精神に立った学校（園）づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮し、推進体制の機能を更に強化する。

イ 人権教育主任を中心とした効果的な役割分担と情報の適切な共有により、学校全体で積極的に取り組む環境を整備する。

ウ 人権の意義・重要性や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的指導力を高めるよう、計画的に研修を行う。

エ 教職員一人一人が教育の果たす役割と職責の重要性を強く自覚するとともに、人権尊重の理念について理解を深め、これを体得する。

（2）指導方法等の工夫・改善

教育の根幹に人権教育を据え、幼児児童生徒にしっかりと寄り添い、一人一人を大切にした教育を推進する。

ア 言語環境をはじめ人権尊重の精神がみなぎる環境の中、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、全ての教育活動を通して人権教育を推進する。

イ 幼児児童生徒の発達段階や地域の課題に応じて人権尊重の意識を高めるとともに、自他の人権を守る実践的な行動力を育むために、指導方法等の工夫・改善を図る。

なお、具体的な取組に当たっては、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」や人権教育推進資料等の活用を図る。

ウ 学校間及び学校と家庭・地域、関係機関等との連携・協力を図り、全ての児童生徒の自己実現のために、確かな学力の育成と進路指導の充実に取り組むとともに、学校の人権教育の取組に関する情報を保護者や地域に対して積極的に発信する。

エ 教育の中立性を確保するとともに、個人情報やプライバシーに関して十分な配慮を行う。

2 社会教育の充実 ～人権尊重のまちづくり～

（1）学校・家庭・地域の連携・協働

「人権尊重のまちづくり」に向け、学校・家庭・地域の連携・協働を通して、地域の実情に即した人権教育を推進し、学校での人権教育を肯定的に受容するような家庭・地域の基盤づくりを行う。

（2）学習環境の整備・充実

日常生活において互いの人権を尊重できるような豊かな人権感覚を養うために、交流事業の取組を更に促進するとともに、学級・講座における参加体験型学習プログラムの活用・開発等、効果的な手法の工夫・改善を図る。

（3）指導者の養成

人権問題に関する深い認識と実践力を持った指導者を養成するとともに、推進役としての活動の場を設けるなど、指導体制の充実を図る。